

屋外遊技場に係る基準等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）

(昭和 2 3 年 1 2 月 2 9 日 厚生省令第 6 3 号)

(設備の基準)

第 3 2 条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 5 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第 9 4 条第 2 項において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準の係る留意事項について（抜粋）

(平成 1 3 年 3 月 2 0 日 雇児保第 1 1 号)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知

1 待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準の係る留意事項

(2) 屋外遊戯場について

児童福祉施設最低基準においては、満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所は屋外遊戯場を設けることとされているが、併せて、屋外遊戯場に代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあるのであれば、これを屋外遊戯場に代えて差し支えない旨も規定されているところである。土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な都市部等において、屋外遊戯場に代わるべき場所に求められる条件は、次のとおりであり、合理的な理由なくこれら以外の条件を課すことによって保育所の整備が滞らないよう配慮されたい。

- ① 当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が利用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていれば、必ずしも保育所と隣接する必要はないこと。
- ② 当該公園、広場、寺社境内等については、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。

※ 本件は、地方自治法第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言